令和７年第１２回住田町議会定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和７年９月３０日（火）午前１０時開議

日程第　１　議案第１号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　２　議案第２号
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

日程第　３　議案第３号
住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第　４　議案第４号
住田町税条例の一部を改正する条例

日程第　５　議案第５号
住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例

日程第　６　議案第６号
特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第７号
令和７年度住田町一般会計補正予算（第４号）

日程第　８　議案第８号
令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　９　議案第９号
令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１０　議案第１０号
令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１１　議案第１１号
財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第１２　認定第１号
令和６年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について

（決算審査特別委員会）

日程第１３　認定第２号

令和６年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（決算審査特別委員会）

日程第１４　認定第３号

令和６年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（決算審査特別委員会）

日程第１５　認定第４号

令和６年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

（決算審査特別委員会）

日程第１６　認定第５号

令和６年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について

（決算審査特別委員会）

日程第１７　認定第６号

令和６年度住田町下水道事業会計決算の認定について

（決算審査特別委員会）

日程第１８　請願審査報告

請願第２号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択に関する請願

日程第１９　発委第２号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

日程第２０　発議第１号

外国法人等による土地取得を制限するための法整備を求める意見書

日程第２１　委員会調査報告

（総務教民常任委員会、産業経済常任委員会、広報編集常任委員会）

日程第２２　議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（１２名）

１番	金野千津君	２番	荻原　勝君
３番	佐々木初雄君	４番	佐々木信一君
５番	瀧本正徳君	６番	村上　薫君
７番	阿部祐一君	８番	林﨑幸正君
９番	菊池　孝君	１０番	高橋　靖君
１１番	水野正勝君	１２番	佐々木春一君

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君

....

副町長	小向正悟君	総務課長兼選挙管理委員会書記長	横澤広幸君
住民税務課長兼会計管理者	鈴木絹子君	企画財政課長	高萩政之君
保健福祉課長兼地域包括支援センター長	千葉英彦君	建設課長	佐々木淳一君
農政商工課長兼農業委員会事務局長	菊田賢一君	林政課長	佐々木暁文君
教育次長	多田裕一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	菅野享一	係長	荻野映理

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君）　ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君）　これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎日程第１　議案第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第１、議案第１号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君）　議案第１号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として部分休業制度が拡大されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

１ページを御覧願います。

第１７条第２号は、文言の整理であります。

第１８条第１項は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により整備された第

１号、部分休業を定義するものであります。

同条第２項及び第３項は、文言の整理であります。

２ページを御覧願います。

第１８条の２は、法律の一部改正により新設された第２号、部分休業を定義するもので、承認については１時間単位で行うことを定めるものであります。また、同条各号では、承認に係る端数計算の方法を定めるものであります。

第１８条の３は、部分休業の請求の申出に係る期間を定めるもので、１年の期間を毎年４月１日から翌年３月３１日までと定めるものであります。

第１８条の４は、第２号、部分休業の上限時間を定めるもので、１０日間分の勤務時間に相当する時間とするものであります。

第１８条の５は、部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情について定めるものであります。

第１９条は、文言の整理であります。

３ページを御覧願います。

第２０条は、部分休業の承認の取消し事由について定めるもので、育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由については、職員が育児休業法第１９条第３項の規定に基づく変更したときとするものであります。

次に、附則であります。

第１項は、施行期日について定めるもので、この条例は公布の日から施行するものであります。

第２項は、経過措置について定めるもので、第２号、部分休業の上限時間は、令和７年度に限り通常の半分の時間とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第１号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第２号

○議長（佐々木春一君）　日程第２、議案第２号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君）　議案第２号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、子の年齢等に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

１ページを御覧願います。

改正前の第１５条の３は、介護についての申出があった場合における措置等を定めるもので、条項順の整理を行うため、改正後は第１８条に定めるものであります。

改正前の第１５条の４は、勤務環境の整備に関する措置を定めるもので、条項順の整理を行うため、改正後は第１９条に定めるものであります。

次に、１ページから２ページにかけての第１７条を御覧願います。

第１７条は、妊婦または出産等についての申出があった場合における措置等について新た

に定めるもので、同条第１項は、職員が妊婦または出産等についての申出をしたときは、任命権者は、第１号から第３号までの措置を講ずることについて定めるものであります。

第１号では、出産時両立支援制度等その他の事項を知らせること、第２号では、出産時両立支援制度等の利用に係る申告等に係る当該職員の意向を確認すること、第３号では、申出に係る子の心身の状況、または育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して、当該子の出産の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認することを講じなければならないとしたものであります。

同条第２項は、３歳に満たない子を養育する職員について定めるもので、任命権者は育児期両立支援制度等に関し、前項と同様の措置を講ずることについて定めるものであります。

同条第３項は、任命権者は、第１項第３号または前項第３号の規定により、職員の意向を確認した場合は、当該意向に配慮することを定めるものであります。

同条第４項は、対象となる職員が不利益な取扱いを受けることの禁止を定めるものであります。

第１９条は、条項順の整理を行うため、改正前の第１５条の３及び第１５条の４の規定を定めるものであります。

３ページを御覧願います。

第２０条及び第２１条は、条を繰り下げるものであります。

次に、附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第２号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第２号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第３号

○議長（佐々木春一君）　日程第３、議案第３号　住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君）　議案第３号　住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用に係る自動車の使用、ビラ及びポスターの作成等に要する公費負担の限度額等が引き上げられたことから、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

１ページを御覧願います。

第４条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続について定めるもので、第２号（ア）に規定する選挙運動用自動車の借入れ契約である場合の１日の金額の上限を１万５，８００円から１万６，１００円に引き上げるものであります。

また、同号イに規定する選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合の燃料の代金の上限を７，５６０円から７，７００円に引き上げるものであります。

２ページを御覧願います。

第８条は、ビラの作成の公費負担額及び支払い手続について定めるもので、ビラ１枚当た

りの作成単価の上限を７円５１銭から８円３８銭に引き上げるものであります。

第１１条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続について定めるもので、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の１枚当たりの単価の限度額を算出する際の基礎額をそれぞれ５２５円６銭から５８６円８８銭に、３１万５００円から３１万６，２５０円に引き上げるものであります。

次に、附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第３号　住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第３号　住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第４号

○議長（佐々木春一君）　日程第４、議案第４号　住田町税条例の一部を改正する条例を議題

とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　議案第４号　住田町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、地方税法が改正されたことに伴い、公示等送達の方法、個人住民税の特定親族特別控除の創設、加熱式たばこの課税標準の特例等の規定の整備をしようとするものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

１ページをお開きください。

第１８条は公示送達の方法について、インターネット等を利用し、不特定多数の人が閲覧可能な状態にし、また、事務所に設置したパソコン画面で表示する措置を取ることを追加しようとする改正です。

１８条の３は、文言の整理をしようとする改正です。

第３４条の２は、総所得の金額等から控除するものに特定親族特別控除を追加しようとする改正です。

２ページをお開きください。

第３６条の２は、町民税の申告について、合計所得の金額が８５万を超える特定親族を有する場合には、公的年金等支払い報告書を提出する者についても申告書の提出を義務づける規定の整備をしようとする改正です。

２ページから３ページ、第３６条の３の２は、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について特定親族を提出義務者に含める規定を追加しようとする改正です。

３６条の３の３は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等の申告書について、合計所得金額が８５万円以下の特定親族を提出義務者に含める規定の整備をしようとする改正です。

３ページから４ページ、制定附則第１６条の２の２の２は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めようとするもので、第１項は、令和８年４月１日以降に売渡し等の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定を定めるもので、本則の規定にかかわらず、当分の間、紙その他、これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ０．３５グラムにつき１本、それ以外の加熱式たばこは０．２グラムにつき１本と換算する規定の整備をし

ようとする改正です。

同条第２項は、加熱式たばこの品目ごとの重量に数量を乗じて区分ごとに合計して、合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法を規定しようとする改正です。

同条第３項は、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する際、０．１グラム未満は切捨てをする端数処理を規定しようとする改正です。

同条第４項は、いわゆるリキッドカートリッジ等は、第１項第２号に規定するただし書における課税を適用しないものとすることを規定しようとする改正です。

５ページです。

附則です。

第１条は、この条例の施行日を令和８年１月１日に規定しようとするもので、制定附則の改正及び改正附則第４条の規定のたばこ税に係るものについては令和８年４月１日から、本則第１８条及び第１８条の３の公示送達等に係る改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行日としようとするものです。

第２条は公示送達に係る改正の規定の適用は施行日以後とし、施行日前については、従前の例とする経過措置を規定しようとするものです。

第３条、町民税に係る経過措置です。

第１項は、所得控除町民税の申告に係る改正については、令和８年度分の町民税に適用し、令和７年度分については従前の例とすることを規定しようとするものです。

同条第２項は、新条例第３６条の２第１項及び第３６条の３の２の第１項第３号及び第３６条の３の３の３第１項中ただし書等改正部分は、令和８年度分については、特定親族特別控除とすることを規定しようとするものです。

同条第３項及び第４項は、給与または年金の扶養親族申告書については、令和８年１月１日以降のものから適用することを規定しようとするものです。

５ページから６ページ、第４条はたばこ税に関する経過措置です。

第１項から第３項は、令和８年４月１日から９月３０日までは、たばこの本数の計算は本則で計算したもの、新条例附則で計算したものにそれぞれ０．５を乗じて合計したものに端数は切捨てをする経過措置を規定しようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第４号　住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第４号　住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第５号

○議長（佐々木春一君）　日程第５、議案第５号　住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　議案第５号　住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、住田町コミュニティバスの運行方法、運行路線及び運賃等を変更し、予約式デマンド型バスの導入及び運賃等の改正の整備をしようとするものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条はコミュニティバスを定時定路線型と予約式のデマンド型に定義しようとする改正です。

第４条第１項は文言を整理しようとする改正です。

同条第２項はバスの運行区間を規則で定めようとする改正です。

第５条は、停留所は規則で定めるため削除しようとする改正です。

第８条第２項は、コミュニティバスの運賃を別表２のとおりとする改正です。

２ページから４ページ、別表１は、運行区間等は規則で定めるものとし、新たに運行路線名称を規定しようとする改正です。

４ページから８ページ、別表２は、停留所等は規則で定めるものとし、運賃を規定しようとする改正です。

附則です。

第１項は、この条例は令和７年１１月４日から施行しようとする規定です。

第２項は、この条例の施行前の回数券は施行後も使用できるものと経過措置を規定しようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第５号　住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第５号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第５号　住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第６号

◎日程第６　議案第６号

○議長（佐々木春一君）　日程第６、議案第６号　特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君）　議案第６号　特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、単身者入居用に整備しました定住促進総合住宅のうち、町長がエアコンディショナーを設置した住居の家賃を定め、入居者から徴収できるようにするため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

１ページを御覧願います。

第２条は、用語の定義を定めるもので、第９号は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い号ずれを改正したものです。

別表第１３条関係は、設置及び家賃の額を定めるもので、名称、定住促進集合住宅、建設年度、平成８年、団地名、川向第一から、２ページ、建設年度、平成２３年、団地名、火石までの家賃欄への月額の追加は、エアコンディショナー設置後の家賃をそれぞれ表記のとおりに定めようとするものであります。

同じく別表への備考の追加は、町長がエアコンディショナーを設置した住戸の家賃を各団地の家賃欄の下段の額とするため定めようとするものであります。

次に、附則であります。

この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第６号　特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第６号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第６号　特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第７号

○議長（佐々木春一君）　日程第７、議案第７号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　議案第７号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３，６１６万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５４億３，６０４万４，０００円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は９ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２．

歳入を御覧ください。

１０款地方交付税２億６，６１１万円の増は、普通交付税の増によるものであります。

１４款国庫支出金８１４万６，０００円の増は、交通空白解消緊急対策事業補助金５２６万８，０００円の計上が主なものであります。

１５款県支出金１８万９，０００円の減は、妊婦のための支援給付費補助金の減によるものであります。

１８款繰入金３億３２１万１，０００円の減は、財政調整基金繰入金３億３３１万５，０００円の減が主なものであります。

１９款繰越金６，１５０万９，０００円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

２１款町債３８０万円の増は、町道大通線災害復旧の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

３ページをお開き願います。なお、詳細は１１ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

１款議会費１８万円の減は、職員人件費の減によるものであります。

２款総務費４３４万７，０００円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

３款民生費４０２万４，０００円の増は、障害者自立支援給付費過年度国県負担金返還金６５２万円の計上が主なものであります。

４款衛生費５１８万９，０００円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

６款農林業費３７１万１，０００円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

７款商工費２８９万９，０００円の増は、地域おこし協力隊採用支援等委託料の計上が主なものであります。

８款土木費４７３万７，０００円の増は、職員人件費の増によるものであります。

９款消防費は、財源組替えを行うもので増減はございません。

１０款教育費５６５万８，０００円の増は、職員人件費の増によるものであります。

１１款災害復旧費３８０万円の増は、町道大通線災害復旧工事費の計上によるものであります。

１２款公債費１９８万円の増は、過疎対策事業債に係る利子９９万３，０００円の増が主なものであります。

次に、債務負担行為の補正を第２表により御説明いたします。

５ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

大船渡住田線運行費補助金を追加しようとするもので、期間は令和８年度、限度額は５９８万円であります。

次に、地方債の補正を第３表により御説明いたします。

６ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

町道大通線災害復旧事業を追加しようとするもので、限度額は３８０万円であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

２番、荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　１２ページ、３款民生費の中の５目交通対策費、コミュニティバス運行委託料４２２万２，０００円について伺います。

これは１１月から実証が始まるコミュニティバス及びデマンド型コミュニティバスのことなのかについて伺いたいと思います。

それから２点目、１４ページ、７款商工費、３目観光費の中の委託料、地域おこし協力隊採用支援等委託料２００万円について伺います。

これは採用ではなく採用支援ということなので、採用支援ということはどういうふうな狙いがあるのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　私のほうからは、１点目、コミュニティバスの運行委託料についてお答えいたします。

今回の補正については、１１月４日から運行する予約式のデマンド交通の計上によるものです。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君）　私からは、２点目の地域おこし協力隊の採用支援事業についてお答えをいたします。

採用支援ということでございますが、これは一度令和５年度に採用支援ということで実施をしておりますが、なかなか採用には至ってない実情がございます。そういったところを踏まえながら、採用に向けて取り組んでいこうとするものでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　そうすると確認しますが、１１月から始まる実証実験というのは、一つはコミュニティバス等の路線の縮減があって、それからデマンド型コミュニティバスの導入というのがあるんですが、その中でデマンド型コミュニティバスに関してピンポイントで増額しているということでよろしいんでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　今回の補正につきましては、デマンドのみの増額補正で、定時定路線型のコミュバスの縮減については年度末に精査したいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　それでは２点目について。２００万ということで、地域おこし協力隊を１人採用すると何百万かですけども、相当、半額ぐらい使って採用の支援をするということなんですが、ということは、採用に非常に苦労している状況があるということなのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君）　議員御指摘のとおり、なかなか問合せはあるものの最終的な採用まで至っていないのが実情でございます。この支援事業につきましては、特別交付税措置もされておりますので、そういった観点からより強固に採用に当たっていきたい、地域おこし協力隊の募集に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第７号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

議案第７号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第７号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第８号

○議長（佐々木春一君）　日程第８、議案第８号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　議案第８号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７，７５６万４，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ７億５，０１７万２，０００円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２.歳入を御覧ください。

５款繰入金３６８万３，０００円の減は、財政調整基金繰入金の減によるものであります。

６款繰越金８，０８３万１，０００円の増は、前年度繰越金の増によるものであります。

８款国庫支出金４１万６，０００円の計上は、子ども・子育て支援事業費補助金の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は６ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

１款総務費４１万６，０００円の増は、市町村事務処理標準システム改修委託料の計上によるものであります。

３款国民健康保険事業費納付金７，６９２万円の増は、一般被保険者医療給付費分納付金の増によるものであります。

８款諸支出金２２万８，０００円の増は、令和６年度特別交付金返還金の増によるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

７番、阿部祐一君。

○７番（阿部祐一君）　１点だけお伺いいたします。歳入のほうですが、８款の国庫補助金、子ども・子育て支援事業補助金がありますが、４１万６，０００円ですが、歳出のほうにはその内容がないわけですが、どういうようなことを計画しているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　子ども・子育て支援事業の補助金４１万６，０００円については、歳出の総務費の４１万６，０００円、この標準システムの改修委託料が充当されるものでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第８号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第８号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第８号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第９号

○議長（佐々木春一君）　日程第９、議案第９号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君）　議案第９号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０７５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億２，４９１万７，０００円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を４ページ、第１表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

４ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は８ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書２．歳入を御覧ください。

７款繰入金２，１７６万５，０００円の減は、介護給付費準備基金繰入金の減によるものです。

８款繰越金３，２５１万８，０００円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は９ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書３．歳出を御覧ください。

２款保険給付費は、財源組替えによるものです。

４款基金積立金６８万６，０００円の増は、介護給付費準備基金積立金の増によるもので

す。

５款地域支援事業は、財源組替えによるものです。

７款諸支出金１，００６万７，０００円の増は、償還金の増が主なものです。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１０万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２２１万８，０００円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を１２ページ、第１表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

１２ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は１４ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書２．歳入を御覧ください。

２款繰越金１０万４，０００円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は同じく１４ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書３．歳出を御覧ください。

１款サービス事業費１０万４，０００円の増は、一般会計繰出金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第９号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第９号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第９号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１０号

○議長（佐々木春一君）　日程第１０、議案第１０号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　議案第１０号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ１３９万８，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ９，４５５万３，０００円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は４ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２．歳入を御覧ください。

４款繰越金３６万４，０００円の増は、前年度繰越金の増によるものであります。

６款国庫支出金１０３万４，０００円の計上は、子ども・子育て支援事業費補助金の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は４ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

１款総務費１０３万４，０００円の増は、後期高齢者医療保険システム改修委託料の計上によるものであります。

３款諸支出金３６万４，０００円の増は、保険料還付金の増によるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

〇議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

〇議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

〇議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第１０号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１０号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

〇議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１０号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１１号

〇議長（佐々木春一君）　日程第１１、議案第１１号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

〇教育次長（多田裕一君）　議案第１１号　財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

財産を取得する目的は、文部科学省のＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和２年度に町内小・中学校全ての児童生徒に対し１人１台端末を整備いたしましたが、５か年間が経過し、経年劣化や新たな学習用ソフトに対応するため、文部科学省の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、機器の更新整備を図るものであります。

取得する財産は、学習者用コンピュータ、全ての児童生徒１人１台に加え、予備機も含め

２３０台、取得予定価格は合計で１，１８６万５，７００円であります。

取得方法は、買入れ、相手方は、岩手県盛岡市みたけ三丁目１８番３３号、エクナ株式会社代表取締役、佐藤　久であります。納期は、令和７年１２月１９日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

６番、村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　この１，１８６万５，７００円ですが、国の補助金というのは何割ぐらいあるのかと、それから年間維持費というのがどの程度かかるというふうに予想しているのかまずお聞きいたします。

○議長（佐々木春一君）　教育次長。

○教育次長（多田裕一君）　補助率につきましては３分の２でございます。

それから、維持費につきましては、小学校で約９００万円、それから中学校ですと約６００万円となっております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　３分の２の補助金があるということと、小中合わせて年間の維持費が１，５００万円ということですが、維持費のランニングコストについては、補助金っていうか、そういう例えば特別交付税の措置があるとか、そういうことが可能なのかどうか。それから、維持費の中には、導入に当たっては、アプリの教材とかあると思うんですが、そういうものもこれ含まれているのか、単なるタブレットだけなのか、お伺いします。

○議長（佐々木春一君）　教育次長。

○教育次長（多田裕一君）　維持費に関しましては町の単費でございます。

それから購入するコンピュータにつきましては、学習用教材導入されております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第１１号　財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第１１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１１号　財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２～日程第１７　認定第１号～認定第６号

○議長（佐々木春一君）　日程第１２、認定第１号　令和６年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第１３、認定第２号　令和６年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１４、認定第３号　令和６年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１５、認定第４号　令和６年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１６、認定第５号　令和６年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について、日程第１７、認定第６号　令和６年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君）　委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、荻原　勝君。

○決算審査特別委員会委員長（荻原　勝君）　令和７年９月１９日、本委員会に付託されました令和６年度住田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び令和６年度簡易水道並びに下水道事業会計決算の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は９月１９日の本会議で設置され、委員長には私、荻原　勝、副委員長には阿部祐一君が選出されました。

審査の概要ですが、神田町政が掲げる衣・食・住の充実を柱とする総合計画の締めくくり

の年として、医療福祉の充実、農林商工業の振興、移住定住の促進、町道等社会インフラの整備、子育て教育環境の充実など、予算がその趣旨と目的に沿い、適切かつ効果的に執行されたか、住民福祉の向上が図られたかを観点に審査が行われました。

令和６年度一般会計に係る決算規模は歳入が５８億５２６万４，７０６円で、地方交付税や国庫支出金、県支出金などの比率が高く、町税などの自主財源比率は２８．４％と低くなっています。歳出は５６億６，７８２万９，２１７円であり、主なものとしては、世田米駅第一町有住宅解体工事、物価高騰臨時特別支援給付金、公共交通対策事業、高機能バイオ炭実証試験事業委託、花粉の少ない森林への転換促進対策事業、防災行政無線中継局更新工事、住田高校魅力化事業などの諸施策が実施されました。

衣・食・住の各分野についてバランスよく運営し、物価高騰の影響を強く受けた方々にも配慮した町民福祉の向上と産業振興が図られた内容であると評価するものです。

また、財政状況は、財政健全化判断比率が示すとおり、実質公債費比率が６．６％と早期健全化基準を大きく下回っているほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はいずれも生じておらず、健全な財政を維持しています。

次に、国民健康保険特別会計の歳入決算額は６億９，０２３万３，７８８円で、歳出決算額は、６億９４０万８３０円であり、財源の確保と町民が安心して医療が受けられる体制の維持が図られました。

次に、介護保険特別会計のうち保険事業勘定の歳入決算額は１０億３，６７５万５，９２２円で、歳出決算額は１０億４２３万６，７９７円であり、今後、サービス利用者数の増加が見込まれることから介護事業者との連携が必要です。

また、介護サービス事業勘定の歳入決算額は３４２万８，０４７円で、歳出決算額は３３１万３，７８０円であり、保健事業との連携、介護予防サービスの向上に引き続き努めていただきたい。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は８，５６６万１，６０９円で、歳出決算額は８，５０９万７，０４７円であり、高齢者の健康保持や医療費負担軽減が図られました。

次に、住田町簡易水道事業及び下水道事業会計は、いずれの事業も人口減少や水需要の減少により収益の改善は難しい中、適切な施設の維持管理や経営努力による効率的な事業運営と効果的な住民サービスが提供されております。

３日間の決算審査では、一般会計、特別会計、事業会計の歳入歳出全般に多くの質疑が出されました。

また、各会計で抱えている慢性的な収入未済額に対する対策が問われました。適切な対応をされるよう望むものです。

審査の結果といたしましては、令和６年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、２事業会計歳入歳出決算は、９月２６日賛成及び反対討論後に採決を行い、賛成多数で認定することに決定しました。

以上、今回の審査に当たられました各委員並びに町当局、各行政委員会の皆様の御協力に感謝を申し上げ、決算審査特別委員会の委員長報告とします。

〇議長（佐々木春一君）　議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

〇議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

５番、瀧本正德君。

〇５番（瀧本正德君）　５番の瀧本正德です。住田町のあるべき姿と将来に思いをはせながら、賛成の立場で討論をします。

決算に係る詳細な事業内容や決算額は、それぞれ決算書や実績報告書のとおりであります。先ほど委員長報告にもありましたとおりでございますので、私からは決算額等は略し、私が今思っていること、要点を述べて賛成討論とさせていただきます。

決算審査についての歳入は、収入の確保の努力が十分なされたか、その実績を審査しました。一定のルールの下での不納欠損額の処理と収入未済額の審査、確認をするとともに、町の主要な自主財源である町民税や固定資産税等の徴収がよくなされているかの審査を進めてきました。徴収率は、他市町村と比べ特に高く、担当者の努力の成果が見えています。

令和６年度は、総合計画最終年度であり、７年度からの新しい総合計画のビジョン、言うならば、将来の理想的な姿に向かう節目の年度でもありました。施策は、住田町の将来を見据え、福祉向上、要するにみんなの幸せ、豊かさを求めての農林業、商工業などの産業振興策、安心・安全のまちづくりと防災対策、そして、明日の住田を担う子供たちの教育、人材育成に至るまでの事業であります。

令和６年度、新たな施策としましては、住田中学校のスタート、デジタルシステムの推進、公共交通対策事業、高性能バイオ炭事業、花粉の少ない森林への転換促進事業、防災行政無

線中継局更新などと、町民が心地よく安心して暮らせるまちづくりを目指した施策が進められてきました。

それでもなお、今、町には難題・課題が山積みであります。少子化、高齢化、人口減少、担い手不足が進み、町に地域に、その維持にますます深刻さが増しています。中でも、医療や介護、買物・通院不安対策としての公共交通、境地の経営見通しでの簡易水道、下水道事業の経営の健全化、また、放置状態が危惧されている耕作地や山林の拡大に、そしてますます深刻化する大きな不安事にもなっております熊やサル、イノシシなどの鳥獣被害の拡大などの難題・課題であります。この町政課題に果敢に迎え撃つ姿勢で、日々の暮らしの安全・安心な地域づくりを町民・町・議会が心と力を合わせてともに取り組むべき大切な土地であると思っております。

さて、山林が９割、この町、要とする木質・林業のまちづくりを進め、安心して心豊かに楽しく暮らせる地域、環境を整えつつ、町政のまちづくり施策が計画的に進められていると思っております。５年・１０年先と将来の住田町の姿を見据え、優先度に応じた町民、町のための施策の推進を評価するものであります。

以上、令和６年度決算の承認、賛成の立場から意見を申し上げました。議員各位の賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論とします。

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで、討論を終わります。

これから、認定第１号　令和６年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、認定第１号　令和６年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第２号　令和６年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、認定第２号　令和６年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第３号　令和６年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、認定第３号　令和６年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第４号　令和６年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、認定第４号　令和６年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第５号　令和６年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、認定第５号　令和６年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、委

員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第６号　令和６年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、認定第６号　令和６年度住田町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時１６分

○議長（佐々木春一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１８　請願審査報告　請願第２号

○議長（佐々木春一君）　日程第１８、請願審査報告　請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択に関する請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君）　委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、荻原　勝君。

〔総務教民常任委員長　荻原　勝君登壇〕

○総務教民常任委員長（荻原　勝君）　令和７年９月１８日、第１２回住田町議会定例会にお

いて、当総務教民常任委員会に付託された請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和７年９月１９日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、大船渡市盛町字東町１４の２、岩手県教職員組合南リアス支部支部長、熊谷智徳氏であります。紹介議員は、林﨑幸正議員、佐々木信一議員であります。

請願内容は、子供たちの豊かな学びの保障や教職員の働き方改革実現のために、次期学習指導要領の精選を行うよう関係機関に対し意見書を提出するよう請願するというものであります。

委員からは、個々の児童生徒に対応すべき教育の多様化に現在の教育が追いついていない、教師もついオーバーワークになるなどの意見が出され、委員会の審査結果を採択すべきものと決定したものです。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択に関する請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第１９　発委第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第１９、発委第１号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書を議題とします。

職員に発委案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君）　提出者の趣旨説明を求めます。

総務教民常任委員長、荻原　勝君。

〔総務教民常任委員長　荻原　勝君登壇〕

○総務教民常任委員長（荻原　勝君）　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について、発委案の朗読をもって趣旨説明といたします。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書。

今、学校現場では、不登校の児童生徒数が小・中・高等学校を合わせて４１万人を超えるという深刻な状況が文部科学省の２０２４年度調査により明らかになっています。小・中学校では１１年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子供たちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子供の貧困・いじめ・虐待・自殺、そして教職員不足、成り手不足など教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質に関わる業務に十分な時間を確保できない状況です。

このような中、次期学習指導要領の改訂は、子供たちの豊かな学びの保障や教職員の働き方改革の実現に深く関わるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっており、子供や教職員に過大な負担がかかっている状態にあります。この状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選及び標準授業時数の削減が必要不可欠です。

以上の趣旨から、豊かな学びを保障するために次期学習指導要領の精選を行うよう、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和７年９月３０日　岩手県住田町議会　議長　佐々木春一。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか各関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから発委第１号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書を採決します。

発委第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、発委第１号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　発議第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第２０　発議第１号　外国法人等による土地取得を制限するための法整備を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君）　提出者の趣旨説明を求めます。

１１番、水野正勝君。

〔１１番　水野正勝君登壇〕

○１１番（水野正勝君）　１１番、水野正勝であります。外国法人等による土地取得を制限するための法整備を求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

外国法人等による土地取得を制限するための法整備を求める意見書。

現在、国内において外国の法人または個人による土地の取得が進行し、地方の水源地や森林地帯、農地など、地域住民の生活に密接に関わる土地が無秩序に買収されている事例が報告されている。

令和４年、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が施行されたが、この法律の対象は、重要施設の周辺区域内及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、対象区域外の住宅地や農地、マンションなどは含まれていないため、今後もこうした不動産が外国法人等により取得され、我が国の主権が脅かされるおそれもあり、安全保障上の重大な問題に発展しかねないものと捉える。

よって、国においては、国土保全及び安全保障上の観点から、外国法人等による土地の取得を制限するために、外国人土地取得規制法の制定や重要土地等調査法の改正など管理体制を構築、または強化するための法整備を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年９月３０日　岩手県住田町議会　議長　佐々木春一。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから発議第１号　外国法人等による土地取得を制限するための法整備を求める意見書

を採決します。

発議第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、発議第１号　外国法人等による土地取得を制限するための法整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　委員会調査報告

○議長（佐々木春一君）　日程第２１、委員会調査報告を議題とします。

総務教民常任委員長、産業経済常任委員長及び広報編集常任委員長から調査報告書が提出されております。

総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、荻原　勝君。

〔総務教民常任委員長　荻原　勝君登壇〕

○総務教民常任委員長（荻原　勝君）　総務教民常任委員会委員長の荻原　勝であります。総務教民常任委員会の所管事務調査について次のとおり報告いたします。

調査報告書。

令和５年１２月８日の第２回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第７７条の規定により、調査結果を報告いたします。

１　調査事項は、高齢者の移動手段確保についてであります。

調査の経緯としましては、当町では、人口減少と高齢化が進む中、開業医や食品スーパーの閉鎖が相次いでいます。当町の高齢者の多くは、自家用車の運転や同乗で、やや遠隔の通院や買物をしている現状であり、運転免許を返納すれば利便性の大幅低減を強いられるケースもあるため、高齢者への交通支援などが課題であります。

このことから、町民皆が生涯活躍できる地域社会づくりの一環として、高齢者の暮らしやすい移動手段の確保をより推進すべく、当町の現状や他自治体の参考事例に関する調査・研究を行ってきました。

３　調査・研修報告については、（１）町内公共交通の現状について。町民生活課（現住民税務課）と公共交通に関する意見交換を実施しました。

（２）陸前高田市及び大船渡市の公共交通の取組について。陸前高田市の支え合い交通（横田地区らいじん号）についての取組を調査したほか、大船渡市（日頃市地区）のデマンド交通の導入経過を調査しました。また、陸前高田市及び大船渡市における運転免許証返納者並びに７５歳以上の高齢者に対するタクシー券の配布についての調査も行いました。

（３）大股地区の支え合い交通について。大股地区の支え合い交通など、大股地区における高齢者の移動手段に関する取組について情報共有しました。

（４）山谷地区での意見交換会について。世田米山谷地区において、公共交通空白地域における高齢者の移動手段の問題点と課題について意見交換を行いました。

調査の結果と意見についてでありますが、当町では、平成６年度において「町地域公共交通計画」を策定し、令和７年１１月より路線バス、コミュニティバスの運行及び新たなデマンド交通の実証運行に取り組むことから、次の点に配慮し、持続可能な公共交通の構築を図る必要があります。

（１）大股地区での支え合い交通の取組の経験から、住民のつながりを生かした取組における地域住民との連携を図り、高齢者の利便に配慮することが必要です。

（２）次に、地域公共交通計画に基づき、本年１１月から実証が開始されるデマンド交通について、高齢者から「もっと詳しく知りたい」「地区で共有したい」という切実な声があることから、運行内容の周知が必要です。

（３）次に、新たな公共交通が町民に認知され、長く定着するために、運用車両の愛称を募り、町民に共有される公共交通の構築が必要です。

（４）次に、利用料金については、利用者の意見をよく聴取し、適正な利用料金を定める必要があります。

（５）最後に、新たな公共交通を支障なく利用推進していくために、スマホ操作の研修などをサポートし、あわせて事業者へのサービス向上に向けて事業者と協力することが必要です。

以上、町当局におかれましては、本常任委員会の所管事務調査の意見を十分尊重され、今後の施策立案や事業推進に生かしていただくよう期待し、総務教民常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（佐々木春一君）　ただいま総務教民常任委員長の報告のうち、４の調査の結果と意見

のうち、当町では平成６年度と報告がありましたけれども、令和６年度と訂正をし、この報告書を受領することといたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

〇議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これで、総務教民常任委員長の報告を終わります。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長、佐々木信一君。

〔産業経済常任委員長　佐々木信一君登壇〕

〇産業経済常任委員長（佐々木信一君）　産業経済常任委員会委員長の佐々木信一であります。

産業経済常任委員会の所管事務調査について、次のとおり報告いたします。

調査報告。

令和５年１２月８日、第２回市住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第７７条の規定により、調査結果を報告いたします。

１　調査事項は、地域資源を活用した特産品開発についてであります。

２　調査経緯としましては、当町は、人口減少や高齢化の進行が大きな課題となっており、地域の産業も減退してきておりますが、町内には一工夫すれば魅力ある地域資源が存在することから、地域にある貴重な資源を活用し、付加価値をつけることで、新たな商品や産業創出、所得向上と人口減少対策につなげていく必要があることから、地域資源の活用に対する取組の現状や課題、将来性について調査・研究をすることとしたものです。

３　調査対象は、①地域資源を活用した新たな商品開発について。②リピーターを確保できる付加価値の調査について。③所得向上につながる付加価値と産業創出に関する調査並びに新たな観光資源の活用についてであります。

４　実施調査内容については、（１）農政商工課と特産品開発、ジビエの取組、どぶろく特区の取組について意見交換を行いました。

（２）鹿肉加工に取り組んでいるＭＯＭＩＪＩ株式会社及びどぶろく製造に取り組んでいる宮守川上流生産組合の視察を行い、ジビエ加工事業の取組やどぶろく製造及び農産物加工事業の取組について研修を行いました。

（3）どぶろく製造に興味のある方や狩猟の方の意見交換を行い、どぶろく製造及びジビエ加工への意識や課題、方向性などについて調査しました。

５　調査の結果と経緯についてでありますが、（1）地域資源を活用した新たな商品の開発のうちジビエ加工の取組について。鹿のジビエ加工の取組については、セシウム検査や施設整備、運搬、食品衛生など課題が多く、本格的に取り組める環境下にはありませんでしたが、大槌町や遠野市で捕獲された鹿の食肉加工・販売に取り組む事例が出てきたことから、大槌町の事例や猟友会との意見交換などを行い、本町での取組の可能性などについて検証しました。本町で駆除された鹿の多くは埋設処分されておりますが、有益な資源を活用していくためには、猟友会、加工事業者などの関係者が合意形成し、取り巻く体制づくりが必要であります。また、ジビエ加工に取り組むためには、駆除後の処置に係る技術面や衛生面の課題と運搬、加工に係る費用負担や需要の確保など経済的な課題も多くありますが、町としてもジビエ加工に取り組む方向性を示していることから、町内関係者や隣接市との連携、町内での機運の調整を図りながら諸課題を解決し、具体的かつ計画的なジビエ加工への取組を進め、農産物被害の減少、地域特産品の開発、所得向上につなげていく必要があります。

②「どぶろく」製造の取組については、特徴のあるお土産品、誘客につながる特産品づくりとして、遠野市での研修や町民との意見交換などを行い、本町での取組の可能性などについて検証しました。

どぶろく製造から販売に関しては、酒税法など関係する法律や免許の取得が必要であるなど、個人が取り組むにはハードルが高いものでありますが、委託製造やどぶろく特区制度の活用も考えられますが、本町でこの制度を活用する機運は今のところ低いものと捉えております。

しかしながら、町産米を活用した特徴のあるお土産品、誘客につながる特産品として、濁り酒や甘酒などは町内の農産物とのコラボレーションを含め、可能性があるものと考えられることから検討していく必要があります。

次に、リピーター確保と付加価値及び所得向上につながる産業創出、新たな観光資源への活用について。

本町では、近年、食料品を中心に商品が開発されております。この傾向がさらに加速し、新たな特産品開発や新たな産業のきっかけづくりにつなげていくためには、実践者の確保、関係する団体などの連携が必要であります。

本町は交通の要衝に位置しており、不特定多数の通行者が期待できます。そのため、住田

町らしさ、住田町ならではの地域資源を活用した特産品や商品が来町者の増加に寄与し、町内の観光資源と融合することでリピーターの増加につながり、産業振興に発展するよう、関係機関、団体などが連携し、活動を進めていく必要があります。

以上、町当局におかれましては、本常任委員会の所管事務調査の意見を十分尊重され、今後の施策立案や事業推進に生かしていただくよう期待し、産業経済常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（佐々木春一君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これで、産業経済常任委員長の報告を終わります。

次に、広報編集常任委員長の報告を求めます。

広報編集常任委員長、水野正勝君。

〔広報編集常任委員長　水野正勝君登壇〕

○広報編集常任委員長（水野正勝君）　広報編集常任委員長、水野正勝であります。

広報編集常任委員会調査報告書。

令和５年１２月８日、第２回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第７７条の規定により調査結果を報告いたします。

１　調査事項。

「議会だより」の編集・発行について。「次も読みたくなる身近な広報紙づくり」。

２　概要。

議会の審議内容や採決結果並びに一般質問の内容や当局の答弁について、広く町民に情報提供することが議会の責務の一つであります。

そのため、定例会ごとに発行する「住民と議会をつなぐ　すみた議会だより」の編集に関する事項は、付議事件として、令和７年９月までの期間で本委員会が設置されました。

本委員会は原則、定例会初日の本会議終了後から５回ほどの編集会議を開催しています。

３　編集方針。

一つ、手に取り、読みたくなる紙面づくり。二つ、分かりやすく、読みごたえのある紙面づくり。三つ、住民参加の紙面づくり。

以上を編集方針として掲げ、原稿執筆から紙面の構成、見出しの立案、写真の撮影や取得、記事掲載に係る住民へのインタビュー、記事の読み合わせ、印刷業者との打合せ、記事の入稿、校正、校了に至るまで取り組みました。

４　調査結果。

全国町村議会議長会並びに岩手県町村議会議長会が主催する議会広報編集に関する研修会に参加し、議会広報の意義や役割を確認するとともに、編集技術向上のための講義を受けました。

全国町村議会議長会、岩手県町村議会議長会が実施している議会広報コンクールには、毎回、広報紙を出品、応募し、専門家による審査や客観的な現状評価を受け、他町村議会の広報紙を参考にするなど、よりよい議会広報づくりに取り組むための意欲を醸成する機会としてきました。

令和６年１月には、よりよい議会広報づくりのための検討会を開催し、表紙絵のサブタイトルの追加や１行当たりの文字数変更などにも取り組みました。

議会広報は、住民と議会とが結びつくための重要な役割を果たしているものと捉えております。議会広報を通して、議会が町民にとってより身近となり、町の課題解決をはじめ、まちづくりへの理解と協働を広げていくことに貢献できるよう願うものであります。

今後も住民に親しまれる議会広報の発行を目指し、さらなる編集技術の向上や紙面内容の充実を図ってまいります。

５　「住民と議会をつなぐ　すみだ議会だより」編集状況。

議会だより第１８３号から第１９０号までを発行いたしました。

以上、広報編集常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（佐々木春一君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これで広報編集常任委員長の報告を終わります。

これで委員会調査報告を終わります。

◎日程第２２　議員派遣の件

○議長（佐々木春一君）　日程第２２　議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２０条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君）　異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会　午前１１時５８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　　　長

署　名　議　員

署　名　議　員